

要取扱注意

いじめ重大事態に関する調査報告書

令和7年8月19日

府立■■■■高等学校いじめ調査委員会

目次

目次

第1	重大事態調査の位置付けについて	1
1	重大事態の別	2
2	重大事態の認定日	2
第2	調査の目的、調査組織の構成について	2
1	調査の目的	2
2	調査期間	2
3	調査組織の構成	2
第3	当該事案の概要について	3
1	基礎情報	3
2	当該事案の概要	3
第4	調査の内容について	4
1	調査方法	4
2	調査内容	4
第5	当該事案の事実経過について	4
1	対象生徒の訴え	4
2	関係生徒からの聴取内容	4
3	当該事案の事実経過	5
第6	当該事案の事実経過から認定しうる事実について	11
1	「いじめ」の認定	11
2	「いじめ重大事態」の認定	11
第7	学校の対応について	12
1	学校の対応について	12
2	学校の対応に係る考察	12
第8	当該事案への対処及び再発防止策の提言について	12
1	当該事案への対処	12
2	学校に対する提言	12
第9	参考資料	16

第1 重大事態調査の位置付けについて

令和6年度に京都府立〇〇高等学校（以下、「本校」という。）において当時1年生の生徒が、本校生徒及び本校に関係のある人物から暴行を受け、心身に重大な被害が生じるという事案が発生した。

1 重大事態の別

本事案は、令和6年10月29日に当時1年生の生徒が本校生徒及び本校に関係のある人物から校外にて暴行を受け、制服を脱がされ、下着1枚にされた上、土下座をさせられ、金銭を要求された事案である。この行為は「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があることから、「いじめ防止対策推進法」第28条第1項第1号に規定する「いじめ重大事態」に該当する。

2 重大事態の認定日

本事案について、暴行を受けた事実を学校が把握した令和6年10月30日に重大事態と認定した。

第2 調査の目的、調査組織の構成について

1 調査の目的

次の4点を調査の目的とする。

- (1) 事実関係の整理
- (2) 「いじめ」の認定
- (3) 「いじめ重大事態」の認定
- (4) 再発防止策の策定

2 調査期間

令和6年12月10日（火）より令和7年8月19日（火）まで

日 時	会議名	内 容
令和6年12月10日	調査委員会（第1回）	事実に係る経過の整理 調査対象を第3、2の事象①～⑧とすることを確認 経過の確認
令和6年12月19日	調査委員会（第2回）	事実関係の確認 第3、2の事象①～⑧について時系列で整理し確認 聴き取りをする内容について確認
令和7年2月19日	調査委員会（第3回）	関係生徒からの聴取の整理
令和7年2月26日	調査委員会（第4回）	聴き取り結果の分析及び評価
令和7年3月28日	調査委員会（第5回）	再発防止策（案）の検討
令和7年4月7日	調査委員会（第6回）	新体制での状況確認
令和7年6月30日	調査委員会（第7回）	報告書（案）の検討・確定
令和7年8月19日	調査委員会（第8回）	報告書の確定・提出

3 調査組織の構成

本事案の調査のために、本校の「いじめ対策委員会」を母体として、計15名から成る「いじめ調査委員会」を校内に設けた。京都府いじめ防止基本方針に基づき、外部専門家として社会福祉士（外部専門家）もその構成員としている。

令和6年度構成員

氏 名	職 名・校務分掌等
	校長
	副校長
	教諭・生徒指導部長
	教諭・保健部長・特別支援コーディネーター
	教諭・第1学年部長
	教諭・第2学年部長
	教諭・第3学年部長

	教諭・生徒指導担当
	教諭・人権教育担当
	教諭・第1学年担任（対象生徒担任）
	教諭・第1学年担任（関係生徒元担任）
	教諭・第2学年担任（関係生徒元担任）
	養護教諭・保健部
	スクールカウンセラー
	社会福祉士（外部専門家）

令和7年度構成員

氏 名	職 名・校務分掌等
	校長
	副校長
	教諭・生徒指導部長
	教諭・保健部長・特別支援コーディネーター
	教諭・第1学年部長
	教諭・第2学年部長
	教諭・第3学年部長
	教諭・生徒指導担当
	教諭・人権教育担当
	教諭・第2学年担任（対象生徒担任）
	教諭・第1学年担任（関係生徒元担任）
	教諭・第3学年担任（関係生徒元担任）
	養護教諭・保健部
	スクールカウンセラー
	社会福祉士（外部専門家）

第3 当該事案の概要について

1 基礎情報

対象生徒 X
 関係生徒 Y
 関係元生徒 A
 関係元生徒 B

 関係元生徒 C
 関係元生徒 D
 関係元生徒 E

2 当該事案の概要

(1) 発覚のきっかけ

令和6年10月30日の朝、Xの父親から担任に、10月29日の夕方にXがA、B、Cから暴行を受け救急搬送されたと電話連絡があったことから本事案が発覚する。

(2) いじめの行為

本事案の概要は以下のとおりである。

令和6年10月29日にXが自転車で帰宅中、バイクに二人乗りしたB及びCに出合い、追いかけられ、近くの公園で合流したAを加えた3名から暴行を受けた。その際に制服を脱がされ、下着1枚にされた上、3名に土下座をさせられ、金銭を要求されたものである。Xの母親が、スマートフォンの位置情報より普段訪れることがない場所にXがいることを確認し、心配になり様子を見に行ったところXを発見し、救急搬送を要請した。

調査における聴き取りの中で、Xは、X及びYと、A、B及びCの間にあった中学校時及び高校入学後のトラブルが本事案に発展したと認識しており、その内容として以下の①～⑧の8点の事象を挙げている。

- ① 令和6年5月21日（火）放課後、校門でCがYを待ち伏せする。XはYの行方を聞かれる。
- ② 令和6年6月25日（火）夜、XはCに呼び出され、A、C及び他4名がいる中、スパーリングと称して他校生から暴力を受ける。
- ③ 令和6年7月4日（木）夜、Xに、Cから繰り返し電話がかかる。
- ④ 令和6年9月23日（月）夜、XはBから暴力を受ける。
- ⑤ 令和6年10月29日（火）夕方、XはA、B及びCから暴行を受ける。
- ⑥ 文化祭準備期間中（令和6年10月15日（火）～25日（金））に、XとYがAの悪口を言っていたことを聞いていたDが、そのことをAとBに伝える。
- ⑦ 令和6年10月29日（火）にXが暴行を受けた（事象⑤）際の動画を、令和6年10月30日にBが本校生徒5名に見せる。
- ⑧ 令和6年11月1日（金）、EがCの兄から頼まれ、事象⑤の警察署への被害届を取り下げるよう、XとXの母親に接触する。

第4 調査の内容について

1 調査方法

対象生徒及び関係生徒への聴き取りを実施した。

2 調査内容

Xへの聴き取り 令和7年2月3日（月）、2月10日（月）
Yへの聴き取り 令和7年1月23日（木）、1月24日（金）、2月10日（月）
Aへの聴き取り 令和6年12月23日（月）
Bへの聴き取り 令和6年12月23日（月）
Cへの聴き取り 聴き取りは実施していない。
Dへの聴き取り 令和6年12月19日（木）
Eへの聴き取り 令和7年1月9日（木）

第5 当該事案の事実経過について

1 対象生徒の訴え

(1) Xの見解

中学校時からYとCの関係が悪い中で、XがYをかばっていることから、XはCから被害を受けるようになったと思っている。9月23日に、Bから「XがAとBの悪口を言っている」と言われ、10月29日に、A、B、Cから「XがA、B、Cの悪口を言っている。」と言われた。悪口の内容として、 という言葉がでてきたり、誰から聞いたか尋ねても不明と言われたり、なぜ暴行されるのか、わからなかった。

悪口については、中学校時のトラブルも含めて、文化祭準備期間中にAのことを悪く言っただけであり、誰に対しても と言ったことはない。

2 関係生徒からの聴取内容

(1) Yの見解

Yがメッセージアプリ（LINE）でAに対して と書き込んだのは、Cと他校生（中学校時の同級生）に対して書き込んだものであり、これまでの2名（Cと他校生（中学校時の同級生））の行動が異常で理解できないためである。「あいつら」とひとくくりにしたので、Aは自分のことを言われていると感じている。Yは、高校入学後は文化祭準備期間中を除いて、Aに対して悪口を言っていない。

(2) Aの見解

中学生の頃、CやCと一緒にいるAに対して、Yから という発言があり、Xも同調していた。高校入学後もXとYは、Aの悪口を言っていた。直接言われたことはないが、悪口を

言っているという周囲からの噂を耳にした。この噂を誰が言っていたかはわからない。AはXとYから悪口を言われ続けていると思っている。

(3) Bの見解

Aは、XとYから悪口を言われ続けている。中学校3年生の時、 と言われていた。AとCから「XとYに、AとCが悪口を言われた」と聞いている。Xは、9月23日、10月29日いずれの日についても、AやBに対する悪口を言っていることを認めなかったため、暴行を加えた。

(4) Cの見解

※令和6年12月の段階では、関わりを持ちたくないという理由からCの保護者の同意が得られず、聴き取りは実施できなかった。

※令和7年5月22日にCの保護者から聴き取りの実施を依頼されたが、Xの保護者が調査の長期化を懸念されていたため、聴き取りの同意が得られず、聴き取りは実施していない。

(5) Dの見解

文化祭準備期間中にXとYが、Aの体型やBから殴られたことに対する不満等の悪口を言っていることをDが聞き、AとBに伝えた。(10月29日にBからDに電話があった際にも伝えている。)10月29日にDとBが電話をした際、側にいたXは認めなかったが、嘘をついていると思った。

(6) 生徒Eの見解

Cの兄に頼まれて、Xに被害届を取り下げるよう伝えた。

3 当該事案の事実経過

事実経過については、X、Y及びA～Eの聴き取りを元に複数名から同様の事象が確認できたものについては「事実関係が確認できるもの」、複数名から確認できなかったものについては「事実関係が確認できなかったもの」として整理する。なお、A～Cについては、既に本校を退学した者もあり、十分な聴き取りを実施することが難しかった。

日 時	事実関係が 確認できるもの	事実関係が 確認できなかったもの	学校の対応
中学生の頃			

高校入学前	YがCの兄とその友人から暴行を受け、髪の毛を切られる。 Yによると、「YはCの兄とその友人に呼び出された。Yの両親が警察に相談した。」とのこと。 ※学校は、この事実を5月21日にYとYの父からの聴き取りで把握する。
高校入学前	
高校入学後 (令和6年5～6月頃)	XとYによると、『髪の毛のことを同級生に聞かれ、 「 の先輩にやられた」と答えた。XがYに代わり答えたこともある。Aはこの件を、YとXが「出身中学校の先輩に髪の毛を切られた」と言いふらしていたと表現した。』とのこと。 ※学校はこの事実を令和7年1月23日の聴き取りで把握する。
5月12日 (日)	学校はYがAと押し合いになり、Cに殴られたことを5月13日の聴き取りで把握する。 また、メッセージアプリ(LINE)をブロックしていたことを5月13日の聴き取りで把握する。
5月21日 (火)	Cが校門でYを待ち伏せする。Aもやってくる。Cは教員に「あいつ(Y)に金を貸している」と発言。Cは通りかかったXにYを連れて

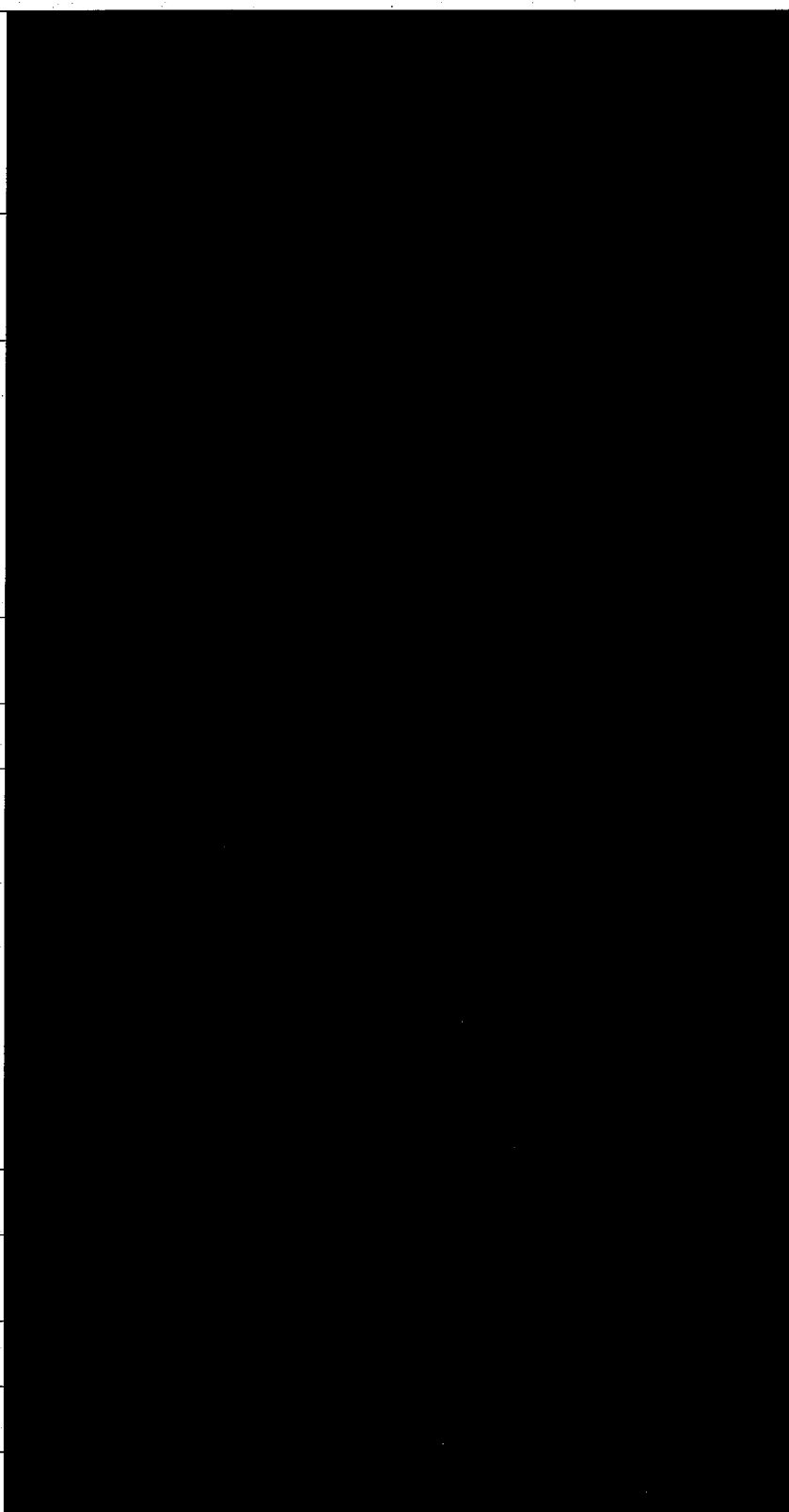
	くるよう指示するも、Xは教員の指導により帰宅する。Cは、XとYに対して「殺したる」と発言する。
6月25日 (火) 昼	12時頃、寝坊をしたXとYが友人宅で待ち合わせをしてっていると、AとCがやってきて「話があぐう」と言う。今すぐ話をしたいというCに、交番で話をしようということになり、最寄り交番に向かう。交番では、子ども同士で連絡を取らないことをお金の件は保護者をお金を介して解決すると言われる。
6月25日 (火) 夜	17時～18時にXがCに呼び出された。そこにはA、C、Cの兄、Cの友人、中学校時代の同級生2名がおり、中学校時代の同級生(他校生)とスパーリングをすることになる。20時頃帰宅。Xの保護者が警察に相談。26日朝、保護者から担任への電話連絡で学校はこの件を知るが、保護者は報復を懸念し、この件で学校が動くことはないようにして欲しいと言われる。
7月4日(木)	20時頃、CからXに、Xを呼び出す連絡が繰り返しあり、無視をしていたが、最終的にLINEで通話をする。Cは、「Xが6月25日の暴力の件を学校で言いふらしているのが許せない。」と主張する。Xの保護者が警察に相談される。
2学期開始	
9月20日(金)	

9月23日(月)	21時頃、SNSで知り合った友人に呼び出されてコンビニに行った。その後、地域内の近隣公園へ移動、そこへAとBが来る。BがXを殴り、Xは左耳の鼓膜が破れる。自転車を置いて帰ったため、翌朝にXが友人と一緒に自転車を取りに行ったが、置いておいた場所にはなかった。Xの保護者が警察署に被害届を提出される。 Xの保護者から「AがBを使っていた暴力を振るわせただけなのにAへの指導はないのか」という話があったが、AがBを使って暴力を振る寄せたという証拠はなく、Aには、今後、関わらないようにする指導を行ったと報告した。
文化祭準備期間中(10月15日(火)～22日(火))	XとYが「■■■■」、「表裏激しい、■■■■」とAの悪口を言っているのをDが聞いて、AとBに伝える。
10月15日(火)～26日(土)	XとYは下校中にCと出くわし、Cから「BがXを探している」と言われる。理由を聞くもCは「わからない」と答えた。 ※学校はこの事実を1月23日の聴き取りで把握する。
10月27日(日)もしくは28日(月)	XはYと遊びに行った帰りにCからの電話を受ける。スピーカーホンでYも内容を聞いている。Cは「Bがお前を探している」「お前はBとAに対して何も悪口いってへんし、何もしてへんねんな」「■■■■とやってないねんな」と言われ、Xは「言っていない」と答え

	る。 ※学校はこの事実を1月23日の聴き取りで把握する。
10月29日 (火)	Xは友人2名と自転車で下校中、バイクに2人乗りしたBとCに地域の主要な交差点で出くわす。XはYに電話をし、電話が繋がったまま自転車で逃げたが追いつかれ、近くの公園（前述の近隣公園とは異なる）へ移動する。Yも呼べと言われるが、Yと電話が繋がっていることをXが話すと電話が切れた。BとCは[REDACTED]と言ったことに怒っていたが、Xは否定した。 Bは悪口を言っていたことを確認するためDに電話をし、Dは文化祭準備期間中に聞いたことを伝えたが、電話の向こうでXは「そんなこと言っていない」と言っていた。その後、BはXの電話を使ってYに電話をし、Aの悪口について聞いたが、Yはどちらともとれるような返答をした。 再度、Xの電話を使ってBから悪口の内容を聞かれたが、Yは「覚えていません」と答えた。Bから連絡を受けたAも加わり、XはA、B、Cの3名から暴行される。鉄の棒や素手で殴られる。Xは暴行を受けている途中、文化祭準備期間中に悪口を言ったことを認めて、Aに謝った。しかし、聞く耳を持たずお金（何十万も）を要求された。 ※学校はこれらのことを令和6年12月23日～2月10日に実施したX、Y、A、Bへの聴き取りで把握した。 17時頃、Xの母が

	スマートフォンの位置情報機能より、普段行かない場所（公園）にいることを心配し見に行かされると、制服を脱がされ、下着1枚でいるXを発見し、119番通報され、救急搬送される。検査の結果、外傷はあるが入院するほどではなく、同日中に帰宅する。 その後、Xの保護者が警察に被害届を提出。
10月30日 (水)	朝、Xの父からの電話で、学校は10月29日の出来事を知る。 30日、Xは欠席していた。 Bが本校生徒5名に、10月29日の暴行時の動画を見せる。
11月1日(金) 早朝	A、B、Cが、10月29日のXへの傷害の件で逮捕される。
11月1日(金)	体育祭中に、EがXに接触する。 XはEから「Cが捕まった。Cの兄が被害届を取り下げで欲しいので話をしたいと言っている。」と言われ、Cの兄と電話をする。 Cの兄からは「会って話しがしたい。Xの母と一緒にでも良い。」と言われる。 EとXは体育祭を見に来ていたXの母のところに行く。 Eは「捕まったが1か月位で出てくる。復讐されたくなくなったら取り下げた方がよい。もともとXが悪口を言ったのが悪いのではないか。」等を話す。 Xの保護者は警察に相談される。 Eによると、「Cの兄に頼まれて伝えただけである。」とのこと。

11月5日(火)	
11月6日(水)	
11月7日(木)	
11月8日(金)	
11月11日(月)	
11月13日(水)	
11月25日(月)	
12月2日(月)	
12月13日(金)	
1月20日(月)	
3月3日(月)	



第6 当該事案の事実経過から認定しうる事実について

1 「いじめ」の認定

第3 2 当該事案の概要に記しているとおり、Xは8つの被害事象を訴えている。これらは、Xに対してXと一定の人的関係にある他の生徒が行った心理的又は物理的影響を与える行為であることは明らかであり、前述の「いじめ防止等のための基本的な方針」に掲載されている「いじめの態様」の分類に照らすと、

「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、「ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」「金品をたかられる」

に該当する。

Xが訴えている①～⑧の8つの被害事象に係る行為を包括してA、B、C、及びD、EによるXへの「いじめ」に当たると判断するものである。

2 「いじめ重大事態」の認定

Xが訴える8つの事象のうち、事象⑤「令和6年10月29日(火)夕方、XはA、B及びCから暴行を受ける。」について、「いじめ防止対策推進法」第28条第1項第1号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」に該当することから、京都府教育委員会とも協議の上、「いじめ防止対策推進法」第28条第1項により、いじめ重大事態と認定することとした。

第7 学校の対応について

1 学校の対応について

(1) いじめ事案への対応

第3 2当該事案の概要の事象⑤の発生後、本校いじめ防止基本方針により学校が事象⑤を把握した当日にいじめ対策会議をすみやかに開催し、全教職員で共有した。校内体制として、管理職、生徒指導部長、学年部長を中心とし、学年部、保健部、生徒指導部と常に連携を取り、XとYの安全確保を第一とし、他の生徒の動揺を抑え、学校の正常化に努めた。

また、事象⑤発生前より、対象生徒の保護者及び居住地管轄の警察署や関係中学校と連携を取りながら、未然防止に努めた。

Xは①～⑧の被害事象により、精神的に不安定となり、遅刻や欠席が増加したが、家庭の支援、Yを中心とした友人のサポート、スクールカウンセラーによる面談や担任及び学年部長からの働きかけにより、通常の学校生活を取り戻しつつある。また、学習面でも補習学習や個別の支援を実施した。

(2) 教育活動全般

人権教育として、1年生は身近な人権問題を取り上げ、1学期には『「いじめ」や「いじり」による人権侵害を許さない』をテーマに、「いじめが起きない」「いじめを許さない」「いじめの傍観者とならない」人間関係や集団作りについて、2学期には「インクルーシブ社会の問題」をテーマに、ともに生きていく社会をめざす上で必要なことについて考える学習を行っている。

2 学校の対応に係る考察

いじめ対策会議の開催時期が適切であったか、関係生徒の保護者や関係中学校、警察署との連携が適切になされていたか、人権教育があらゆる教育活動全般で行われ、生徒の真の学びとなるものであったのか、と言う点が課題である。

いじめの早期発見に努めるため、いじめが疑われる情報について、早期にいじめ対策会議を開催し、事実関係の掌握に努める必要がある。

第8 当該事案への対処及び再発防止策の提言について

1 当該事案への対処

Xは2年生に進級し、落ち着きを取り戻しているが、加害者及び加害者の友人がXに報復を考えていることを、第三者を介して聞くことにより、精神状態が不安定になることもある。今後も引き続き、進級、卒業を目標に安定した学校生活を送れるよう、学校全体で支援と見守りを継続していく必要がある。

2 学校に対する提言

当該事案の一連の調査を踏まえて、学校に対する再発防止策の提言を行う。

(1) いじめ防止の基本的な考え方の確立

生徒間の行為において誰からも明らかに「いじめ」と認識できるものもあれば、「いじり」や「からかい」といった遊びの延長と捉えられる場合もあると考えられる。

人によっては心理的苦痛を感じないような態様のいじめは、それぞれに個性を持つ集団で形成されている学校においては、どの学級でもどの学校でも不可避免的に起こるいじめであるといえる。そのため、人によって心理的苦痛の感じ方は異なり、いじめは「当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とであるという、被害者の主観によって捉えられることが基本となることについて教職員の認識を確実なものとする。

いじめについては、生徒に対するアンケートによって初めてその事実が把握される場合も多く、いじめをより早く認知するためには周囲の生徒の協力が必要となることから、生徒に対しては傍観者とならず教職員へ知らせることやいじめをやめさせるための行為をとる必要性を理解させる。

また、学校は日常的に個々の生徒に応じた適切な指導を行うとともに、保護者等との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の、収集と共有をすみやかに行い、いじめの疑いについては早期にいじめ対策会議を開催する。特に高等学校入学以前の人間関係については、関係中学校と必要な連携を行う。一方で中学校も掌握していない事実がある可能性も考慮に入れ、早期に生徒及び保護者等との信頼関係を築き、相談できる人間関係を構築する。

(2) 研修・指導の充実と多角的な指導

学校においては、いじめを積極的に認知し、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、いじめを生まない環境づくりを進め、生徒一人ひとりがいじめをしない態度・能力を身につけさせるように働きかけることが必要である。

未然防止に向けては、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係を構築し、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような教育活動を推進して行くことを通じて、いじめを許容しない集団づくりを行っていくことが基本となる。

ア 教職員への研修の充実

- (ア) 年度当初に職員会議において、全教職員で本校の「いじめ防止基本方針」を確認し、具体的な取り組みについての認識を共有する。
- (イ) 1学期に「パワハラ」、「セクハラ」についての研修を行うとともに、京都府教育委員会が発行している『いじめ防止等のために』～教職員用ハンドブック～等の「いじめ」に係る発行物を紹介し、いじめ事象への対応について確認する。
- (ウ) 生徒や保護者等の気持ちに寄り添った対応を進め、その一層の充実を図るための「教育相談」に係る事例研修やスクールカウンセラーを講師とした研修を1学期もしくは2学期の中間考査までに実施する。
- (エ) 各学年の外部講師による講演形式の人権学習を全教職員に公開し、いじめ防止や人権意識の高揚を目指す。

イ 生徒への指導の充実

- (ア) 年間2回(6月・11月)の「いじめアンケート」を実施する際、「いじめ防止基本方針」が本校ホームページに掲載されていることを伝え、その内容を周知するとともに、新入生に配付するリーフレットに記載し、4月のオリエンテーションで周知を行う。
- (イ) 1年生1学期のホームルーム活動において、いじめに関する学習の機会を設定し、人間関係の在り方、法や本校の「いじめ防止基本方針」についての理解を深め、いじめをしない態度や能力を身に付けるための教育活動を進める。
- (ウ) 集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるように、日常の担任からの指導に加えて、教科担任、学年団、生徒指導部による指導や学年集会等、複数の視点から指導する機会を設定する。
- (エ) 年間2回の「いじめアンケート」に加えて、1学期と2学期の初めに各学級にて個人面談を実施して、生徒の学校生活の状況を担任が把握する機会を設定して事象を早期に発見できるように努める。
- (オ) 各学年の1学期もしくは2学期に、外部講師による講演会を設定して、人間関係のあり方や対人関係の構築について学ぶ機会を提供して、自身の在り方や生き方について考え

を深めさせる。

- (ハ) 夏季休業中に、生徒・保護者等、担任による3者面談を行い、生徒・保護者等の思いや家庭での状況を把握して、生徒がより良い高校生活を送るための指導の機会とする。
- (ホ) 退学や退学の意向を示している生徒への指導について、双方の保護者に理解いただき、関係機関と連携し、いじめを許さない姿勢を示す。

(3) 早期発見と組織的対応の実施

いじめは教職員の目の届かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを改めて認識し、集団の中で常に固定的な役割を担っている生徒の変化や生徒間の対応における違和感、言葉の乱れなどの兆候があった場合には、教職員はいじめではないかとの疑いをもち対応する。

生徒がいじめを受けている場合においては、欠席がその一つの現象と考えられる。生徒が無断欠席をした場合は、当日中に家庭連絡を行う。欠席が5日以上連続する生徒については、担任が学年会議において報告して、学年団で情報共有を図り、多様な視点から事象を把握することとしている。

なお、対応が必要と思われる場合には速やかに学年部長に報告して、複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知し、いじめ対策会議に情報を集約して、様々な視点から検討したうえで対応し、いじめ事象の早期発見・対応に取り組む。

生徒間の人間関係について、表面化しない事象や生徒にとっては些細な事象でも大きな事象に発展することがあるとの認識のもと、教員と生徒の人間関係を構築することにより、早期発見できるよう、より丁寧な指導、支援に努める。

本校における初期対応については、以下の通りとしており、改めて教職員に周知して今後とも確実に実行する。

ア 未然防止、察知

日常的に生徒に接する教職員は、生徒の細かな変化を見逃さず、アンケート調査、健康調査、学級日誌等への記載内容について、教職員としての感覚を研ぎ澄ませ、不適切な事案に對するとともに、いじめの兆候をつかむ。

イ 発見

生徒本人・保護者等や他の生徒から、いじめの疑いがある人間関係のトラブルについて教職員に相談があった場合には、すでに事態が深刻化していることが予測されることから、決して聞き流したり後戻りしたりせず、受容的に接して親身に相談に乗る。

ウ 事案報告(一報)

相談を受けた教職員は速やかに担任へ連絡をして、担任は学年部長・生徒指導部長へ連絡をする。学年部長・生徒指導部長は副校長へ報告する。

エ 面談

担任は、生徒にとって話しやすい教職員等を同席させた上で、生徒・保護者等からの話を聴き、具体的な内容、苦痛に感じていることや思いを確認する。

オ いじめ対策会議

いじめ対策会議を開催し、会議において多面的に事案を把握して解決に向けた方針・方策を検討し、いじめ事案の解決に向けて組織的に対応する。

(4) 学校における「いじめ」に関する生徒への指導、支援

学校の教育活動において「いじめはよくないこと」、「いじめをするのはやめましょう」といった学習は、防止上の観点からは必要であるが、同時にいじめについての本来の理解に至らない危険性も有していることを自覚する。

いじめはどこでも誰にでも起こりうるものであるという前提を理解し、自分の言動が相手をどのような気持ちにしているかを考えられること、心理的な苦痛を感じているが、声をあげられずに我慢をしている人がいるかもしれないことに思いを至らせることができる力や認識を育むことのできる学習機会を設定する。

そのため、法における「いじめ」の定義が「一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的

又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となる児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」となっていることを理解させる。

ア 対象生徒への支援(気持ちの傾聴、学習権の保障など)

- (ア) 生徒にとっていじめを学校へ伝えようとする際、解決が期待できないこと、関係生徒との以後の人間関係、自尊感情の毀損、等の思いから相談に至らないことも考えられる。その一方で「気づいてほしい」という思いがあることを受け止める。
- (イ) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けることができ、安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、生徒、保護者等の要望に応じて、別室やオンラインでの学習環境を確保する。
- (ウ) 多様な生徒が在籍する学校においては、静かに過ごすことを好む生徒、賑やかに過ごすことを好む生徒など様々であり、生徒間における階層的な関係性にも留意する。
- (エ) スクールカウンセラーや養護教諭の専門的な視点からの助言を得て、いじめられた生徒に対する親身な教育相談や精神的なケアを行う。

イ 関係生徒への指導

- (ア) いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、皆で行ったりすることは、相手に深刻な精神的危害を与えることを伝える。
- (イ) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて、健全な人格の発達に配慮するとともに、専門的な知識を有するスクールカウンセラーや、まなび・生活アドバイザーと連携して、適切なアセスメント及び手立てを踏まえて指導する。
- (ウ) 事実関係を聞き取った後の指導は、必要に応じて謝罪の場を設ける、誤解であるならそれを解く機会を設ける、故意でないという主張があるなら不愉快な思いをさせたという事実に対して謝罪するよう勧める、といったことにより、以後の人間関係の回復にむけた支援を行う。
- (エ) 保護者に対しては、いじめの事実を正確に伝え、学校の指導・支援の方針や方策を伝える。問題解決に向けて、生徒をよりよく成長させたいとの学校の思いを伝えて保護者の協力を求める。

ウ 観衆・傍聴者への指導

- (ア) いじめの実態として、一人を複数がいじめる傾向もみられることから、いじめの主たる加害者が誰であるか明確でなく、いじめを行う側の生徒が罪の意識を感じにくくなることについて理解させる。
- (イ) いじめに実際に加担していなくとも、いじめの行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、それらを見て見ぬふりをしている「傍観者」となる生徒への指導を行う。
- (ウ) 教職員による事象の発見については、一定の限界が考えられることから、いじめの防止や早期発見を図るためにも「観衆」、「傍聴者」が「仲裁者」、「通報者」として行動することができるように啓発を行う。

「傍聴者」という言葉を差別的に使うという人権感覚や、暴力的な言動が当たり前といった雰囲気、些細な思い違いや遊びの延長線上に大きな被害や犯罪行為に繋がるといった生徒の現状を理解し、全ての教育活動において人権教育をより充実させる。

関係生徒への指導について、思い違いに対し早期に大人が介入できなかったことを重く受け止め、寄り添う指導について再考する。

(5) 管理職、教職員等の役割の確認

本校においては、「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの事象に組織的に対応しており、それぞれに応じた役割について改めて校内で確認を行い、その徹底を図る。学校体制について適切に対応されているが、立場に関係なく必要な発言ができる雰囲気作りにより努める。

ア 管理職

生徒、保護者等の話を丁寧に聞き、初期対応から動きがあった日時等を克明に記録して

おくよう教職員に指導する。

校内体制を整え、関係職員へと情報共有し、役割分担をして事実確認を実施し、「教育対策会議」を核とした組織的対応を行う。

イ 教職員、分掌部長等

目的	教職員がすべきこと	分掌部長等の役割
生徒との信頼関係を築くために	人権に配慮した言動に努める。 生徒とのコミュニケーションを図る。 受容的、共感的な姿勢で聴く。	教職員に対する支援や連絡、調整を行う。
いじめへの対応を確実にを行うために	いじめ行為の重大性を認識し、適時に適切な対応を行う。	日常から他の学級等の状況把握を行う。
組織的な対応をするために	いじめを認知したら、管理職、関係職員に報告する。	管理職、関係職員への報告を行う。
生徒の自己肯定感や自尊感情を高めるために	生徒一人一人が活躍できる場や機会を設定する。	多面的視点で機会の設定を計画して実行する。
保護者等の信頼関係を深めるために	いじめの加害、被害の双方の保護者等の理解、協力が得られるように、双方の話を傾聴し、根拠のない発言は慎み、こまめに連絡を行うなど誠実な姿勢で対応する。	いじめに関して保護者等の面談を担当が行う場合には同席して対応する。
豊かな情操を培い人権意識や規範意識を身に付けさせるために	人権尊重の理念を十分に理解し、偏見や差別を生まないよう互いが尊重し、他者と関わるができるよう指導する。	人権意識や規範意識は欠かすことのできないものであることを、様々な教育活動のなかで伝える。

第9 参考資料

「京都府立 高等学校 いじめ防止学校基本方針」